

渡部純三局長	御起立願います。礼。ご着席ください。
寺井克之会長	ただ今より、第241回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には久米地区の戒能豊和委員と、久谷地区の藤岡正勝委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、久枝地区の野本推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号を御報告いたします。 5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。 離作補償を支払うとしております。 続きまして、議題第2号と議題第3号を御報告いたします。 令和5年9月26日～令和5年10月25日までに専決処理した案件は4条届出が2件、5条届出が24件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第4号を御報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に3条許可申請により他の就農者に売却するとしております。 離作補償は無いとしております。 2番、本件は強化促進法により、令和4年6月1日に設定された賃借権でござい

	ます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に4条許可申請により転用するとしております。 離作補償は無いとしております。 3番、本件は農地法により、平成29年8月10日に設定された賃借権でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。 離作補償は無いとしております。 4番、本件は農地法により、平成24年11月9日に設定された賃借権でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条許可申請により転用するとしております。 離作補償は無いとしております。 5番、本件は農地法により、平成21年2月10日に設定された賃借権でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は他の就農者に貸すとしております。 離作補償は無いとしております。 6番、本件は強化促進法により、令和2年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は他の就農者に売却するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 本件について御異議等はございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。

伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準 1 号～6 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 1 番、譲受人は農地約 74 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 2 番、譲受人は農地約 151 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番、譲受人は農地約 19 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 4 番、譲受人は農地約 5 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5 番、譲受人は農地約 32 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、譲受人は農地約 57 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7 番、譲受人は農地約 257 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番、譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 9 番、譲受人は農地約 14 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 11 番、譲受人は農地約 155 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が 8 番、10 番の 2 件であります。8 番の案件は所在地が久谷地区

	でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。
藤 岡 正 勝 委 員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は東方町にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。 以前から譲渡人の農業を手伝っていたため、農業経験も 38 年と十分です。今後譲渡人の指導を受けながら、農業に精進するとしております。農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元といたしましては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	続きまして、10 番は所在地が潮見地区でありますので、私から御説明いたします。 10 番の案件について申請人は、久枝地区にお住まいで、この度、申請農地を取得し新規に農業経営を始めるものです。今回の申請地については、既に各種の季節野菜が栽培され真剣に農業に取り組む姿勢がみられましたので、これを了承いたしました。 総会での御審議のほどよろしくお願いします。
寺 井 克 之 会 長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 6 号「農地法第 4 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件申請人は農地約 33 アールを耕作する農業者です。高齢となり農業経営

	や農地の維持管理に苦慮していることに加え、近隣関係者等から依頼があり、申請人自身の収入の安定を図るため、本申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 2 番、本件申請人は農地約 26 アールを耕作する農業者です。議案書記載の内容にて農家住宅・農業用倉庫を建築したいとしています。 本申請地の農地区分は伊予鉄道鎌田駅からおおむね 500m 以内に位置することから第 2 種農地と判断されます。 3 番、本件申請人は農地約 28 アールを耕作する農業者です。労力不足により耕作が難しくなってきたことに加え、定期的な収入を確保する必要があることから、本申請地を露天貸駐車場として利用したいと申請に及んだものです。申請地周辺の法人や住宅所有者から、既に過半数の利用申込みがあり、転用後には貸し出す予定となっています。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事へ送付させていただきます。
寺井克之会長	次に、議案第 7 号「農地法第 5 条許可申請」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

山岡美明副主幹	恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。議案書の 16、17 ページの訂正でございます。番号 10 番の申請面積は、パネルの支柱部分のみの一時転用ですが、「内何平方メートル」の記載が抜けておりました。本日訂正用の資料をお配りしております。「内何平方メートル」の追記をお願いいたします。なお、公簿面積についての訂正はありません。よろしくお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 1 番、本件は申請人都合による本人保留でございます。 2 番、本件受人は松山市の救急医療を担う医療機関です。 現在、従業員の駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場に転用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3 番、本件受人は議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 4 番、本件受人は、重軽量鉄骨工事設計施工などを行う法人です。この度、事業の拡大及び賃借している既存施設の返還に伴い、本申請地に工場を建設したいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 なお、本申請は 3,000 平方メートルを超える案件ですので、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 5 番、本件受人は自動車等の売買や整備、修理などを行う法人の代表取締役です。現在、従業員の車両を置くスペースがないことから、本申請地を貸露天駐車場として利用したいとしております。当該法人が過半数の台数を利用するとしており、周辺住民からも借り受けたいとの要望が挙がっています。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 6 番、本件受人は議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市
---------	--

計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は運送事業や土木工事業等を行う法人です。本申請地に、露天駐車場及び露天資材置場を設置し、業務を多角化することで、自社の事業拡大を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所からおおむね 500m 以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8 番、本件受人は産業廃棄物の収集運搬、処理などを行う法人です。現在、産業廃棄物を分別収集するための産廃コンテナの返却が増加し、置場が不足していることから本申請地を露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9 番、本件受人は土木工事業等を行う法人です。現在使用している資材置場が手狭となり、新たに露天資材置場を確保したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10 番、本件受人は太陽光発電に関する業務等を行う法人です。本申請地は農用地区域内ですが、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を既に開設し利用しております。

令和 2 年 9 月 7 日付にて、3 年間の一時転用として農地法第 5 条許可を受けており、引き続き事業を継続するための許可申請がなされたものです。本来ならば 3 年後に新たな許可を受けなければいけないところ、許可更新日を失念して許可申請が遅延したもので、申請書に始末書が添付されています。パネル下部にはシキミが植栽され、特段の支障もなく生育しています。

また、本申請地は、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

	以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 2番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。
戒能豊和委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました2番の案件について、譲受人は久米地区にて組合員の医療や介護などを行う組合です。 現在、病床の増床や介護サービスの拡大を図る中で、職員駐車場の確保が緊急の課題となっておりましたが、この度、近接する申請地について所有者との話がまとまり、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしく願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 4番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。
阿部和孝委員	それでは4番について説明をいたします。 先ほど、事務局から説明がありましてとおり、本件譲受人は主に鉄工業を営む法人であります。近年は売上も好調でさらなる事業拡大を図っておりますが、これに伴い既存工場の関連工場・資材置場の整備を近隣地に計画していたところ、本申請地を譲渡してもよいとの話があったことから、本申請に及んだものでございます。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。

寺井克之会長	7番、8番の案件は、それぞれ1,000平方メートルを超える案件で所在が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。
藤岡正勝委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は久谷地区で運送業を行っている法人です。この度、申請地を取得し、露天駐車場、露天資材置場として利用するために、申請に及んだものです。 隣接する農地へ進入するためのスロープを設置するなど、周辺農地への配慮もあり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 続きまして、株式会社松山環境サービスの説明をいたします。申請人は久谷地区で産業廃棄物の収集運搬などを行っている法人です。この度、申請地を取得し、露天資材置場として使用するために、申請に及んだものです。 地元住民との関係も良好であり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございました。 9番の案件は1,000平方メートルを超える案件で所在が久枝地区でありますので、野本推進委員から説明をお願いします。
野本正志推進委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は久枝地区で、主に土木工事業を営む法人であります。現在の資材置場では手狭になってきたことから、この申請地を取得し、露天資材置場として利用するために、申請に及んだものです。 また、転用によって生じる被害の防除措置も十分に行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございました。 事務局並びに地元説明が終わりました。

寺井克之会長	本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、４番は３,０００平方メートル以上の案件で、１０番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第８号「令和５年度第８号農用地利用集積計画」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
住田英俊主幹	それでは、御説明させていただきます。 本日の案件は１０件の内、使用貸借権の設定は２１筆、賃借権が１筆、所有権移転が１１筆で、総設定面積は１万７,１８７平方メートルです。 その内訳は、新規が１７筆、更新が５筆、売買が９筆、贈与が２筆となっています。 番号１、番号２、番号３の譲受人は約６４０アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号４の譲受人は約３４８アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号５の譲受人は約１１アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は約７６アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号９の譲受人は約６４０アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号１０の譲受人は約１１７アールを耕作する農業者で、畑と樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

	なお、松山市の公告日は、令和５年１１月１７日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺井克之会長	以上で事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号「農地法第３条の３の規程による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和５年９月２６日～令和５年１０月２５日までに専決処理した案件は、２９件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

住 田 英 俊 主 幹	次に、議案第 10 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。 それでは御説明いたします。39 ページになります。 農地の相続人が税務署にて租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地につきましては、相続後 20 年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。 今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回、報告する案件は 1 件で、6 筆となります。 内、耕作されている農地や草刈りを行い、耕作可能な状態で保全管理されている農地が 4 筆、申告以降に遊休農地となっているものが 2 筆です。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明いたします。

	本日、御審議いただく案件は、久枝地区の案件でございます。 私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 番号1は令和5年10月25日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、こちらを手元に出していただけますでしょうか。 番号1は令和5年10月25日に所在地である久枝地区の野本推進委員と和気地区の木本委員、堀江地区の井上委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。 1ページ～2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。3ページは登記簿の写しです。4ページは公図の写しです。5ページ～11ページは対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。1番は所在地が久枝地区でありますので野本推進委員から説明をお願いします。
野本正志推進委員	それでは、御説明いたします。 令和5年10月25日に、私と和気の木本委員、堀江の井上委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請地は久枝地区で、申し出のあった土地は、船ヶ谷町41番1です。元々は桃を栽培していた畑でしたが、高齢の為、労働不足になり20年以上、耕作されておりませんので、雑木等が繁茂し山林と一体化している状態でした。そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断いたしました。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

寺井克之会長	ありがとうございました。 事務局並びに地元説明が終わりました。 1 番については「非農地」という判断で御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あればお願いします。
住田英俊主幹	お手元にお名前の書いている封筒をお配りしていますが、これには委員の皆様の年末調整についての書類が入っております。御提出が必要と記載のある方は、御記入いただきまして、同封の返信用封筒にて、農業委員会事務局まで御提出をいただければと思います。提出期限は短いのですが、11 月 24 日金曜日必着でお願いいたします。また、分からないこと、お問い合わせなどにつきましては、農政担当大野まで、案内の電話番号がありますが、こちらまでお問い合わせをいただければと思います。 それでは、次回の総会の日程についてですが、来月の第 242 回総会は、12 月 11 日、月曜日、午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。 よろしくお願いいたします。 連絡事項は以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして本日の第 241 回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 11 時 2 分閉会